



2020.9.1

VOL.
43カラオケ使用者連盟は、カラオケを生涯学習として
提唱するカラオケ設置店及び歌謡教室の全国組織です。

発行／一般社団法人 カラオケ使用者連盟

〒141-0021 東京都品川区上大崎2-24-11

目黒西口マンション2号館503

TEL 03-3495-5695 FAX 03-3495-5694

ホームページURL : <https://kua.or.jp>

新型コロナウイルスの感染拡大を受け “歌唱を伴う飲食の場におけるガイドライン”を作成

この度の新型コロナウイルス感染症拡大により、罹患された方々と日常生活や店舗営業等に影響を受けられた皆さんに、謹んでお見舞い申し上げます。

この未曾有の状況において、4月7日には、政府が外出自粛を要請する緊急事態宣言を発令し、各都道府県では店舗等の休業要請が実施されました。カラオケ設置店である会員店舗もその対象となり、営業を自粛せざるを得ない非常事態となりました。休業要請が解除された現在も、感染者数の拡大が収まらず、自治体によっては時間短縮や休業要請を再度行う動きも出ており、対象業種となる我々は大変厳しい状況におかれています。

こうした状況の中、緊急事態宣言の解除直後には、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的に、政府が進める業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを(一社)日本カラオケボックス協会連合会、(一社)全国カラオケ事業者協会と当連盟のカラオケ3団体で策定し、5月25日、内閣府官房「新型コロナウイルス感染症対策ホームページ」へ「カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」として発表しました。

このガイドラインは、厳しい状況下にあるカラオケ設置店が、事業継続に向けた取り組みを実施する際の一助として作成したものです。ストレスを発散し、心身共に健康に役立つはずのカラオケ歌唱が感染症拡大に繋がることなく、飲食と共に安全に提供し得るよう、店舗が本格的に営業を再開するにあたって、必要な取り組みを提示しています。営業にあたってはガイドラインに則った感染症予防対策を実践ください。

以下にガイドライン全文を掲載します。

尚、ガイドライン全文は当連盟ウェブサイト (<https://www.kua.or.jp/pdf/guideline.pdf>) からダウンロードが可能です。

1.はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月21日変更) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。)を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月4日。以下、「5月4日提言」という。)において示されたガイドライン作成の求めに応じ、カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。

まず最初に、カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場は、本ガイドラインの内容を適切に実践することによって①適切な換気設備を備えた空間(部屋)であり、②入場制限等が行われるとともに、③人と人の距離を十分に確保された場所となり、感染症対処方針に示す①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件を回避することが可能です。

また、歌唱する場ではあるものの、本ガイドラインによる感染症予防対策を講じることにより、「人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことによる感染のリスク」が低減する施設・店舗となることを目指し、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行い、基本的な感染対策の徹底等を、施設や店舗管理者に対して強く働きかけを行うものであります。

本ガイドラインでは、5月4日提言4.(2)「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、「新しい生活様式」の実践例、「緊急事態措置の維持及び緩和等について(令和2年5月4日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)」、「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月14日)」及び「緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について(令和2年5月14日付(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡))」を参考に、場面ごとに具体的な感染拡大予防対策を規定しました。また、本ガイドラインは、川崎市健康安全研究所 岡部信彦所長(新型コロナ対策専門家会議メンバー)より新型コロナウイルス感染症予防の観点から頂戴した御意見・コメントも踏まえて作成しました。

カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場を管理・運営する者(以下、「施設管理・運営者」という。)は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」、「リスク評価」及び「事業実施に際して講じるべき具体的な対策」を踏まえ、現場において試行錯誤しながら、それぞれの周辺状況や施設・店舗形態等も考慮した創意工夫を図りつつ、新型コロナウイルスの感染防止に取り組むことが求められます。

事業を再開するかどうかの判断にあたっては、引き続き、施設が所在する都道府県の知事からの要請等を踏まえて適切に対応してください。なお、本ガイドラインの内容は、今後の各地域の感染状況や対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜見直し改訂を行います。

2.感染防止のための基本的な考え方

施設管理・運営者は、施設・店舗の規模等を十分に踏まえ、施設・店舗内及びその周辺地域において、当該施設・店舗の従業員(以下、「従業員」という。)及び施設・店舗に来る入場者(以下、「利用者」という。)への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特にカラオケ歌唱に際しては、機器の消毒と距離確保を徹底し、更には①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件(いわゆる「三つの密」)を、①備えた設備で適切な換気を行い、②入場制限等とともに、③人と人の距離を十分に確保することにより避けること等、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨とする。

3.リスク評価

施設管理・運営者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、従業員や利用者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。また、事業再開に伴って、③地域における感染状況を把握した上で、そのリスク評価も必要であることに留意が必要である。

①接触感染のリスク評価

①ドアノブ等の利用者の手が触れる場所を最小限にする工夫を行う。特に高頻度接触部位(マイク、リモコン、タブレット端末、カラオケ機器、テーブル、椅子の背もたれ、電気のスイッチ、インターフォン、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト、セルフドリンクコーナーの設備等)の消毒対策に留意する。

②飛沫感染のリスク評価

①歌唱者間の距離が十分に確保できるよう、各室における入場人数の制限を行う。また、室内の適切な換気を行う。利用者毎の利用を管理する。また、マスク又は目や顔を覆う防護具を装着しての歌唱を促す。

②室内の定員が通常の半数以下になるよう入場制限し、積極的に感染リスクを減らす。

③室内の座席間隔を、できるだけ2mを目安に(最低1m)以上設け、正面に座れないよう、又は、横並びで座るよう椅子を配置する。

④(エアコン以外の)室内吸排気設備を常時稼働させる。

⑤室内清掃中は、必ずドアを開放し、換気を行う。

③地域における感染状況のリスク評価

⑥施設・店舗が所在する地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の施設管理・運営への影響について評価する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性があることに留意する。

4.事業実施に際して講じるべき具体的な対策

①総論

○5月4日提言等に基づく感染拡大防止対策を徹底することが重要であり、例えば「三つの密」を、適切な室内換気や利用者管理、身体的距離の確保によって避けることが前提である。

○感染防止のための利用者管理が必要であり、家族等の関係の深いグループを基本とし、室内への入室は定員の50%を目安とする。例えば、以下のような手段が考えられる。

一 利用者数の制限(室内の利用人数制限)

一 家族等の特定の利用者毎での室内の使用

一 利用者の名簿管理(連絡先の名簿記載)

一 利用者に事前に周知をした上で、導入が検討されている接触確認アプリ等の活用

○飲食はできるだけ控え、又は正面の配置は避けるものとする。

○「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、事業再開の中止又は延期の検討を行うこととする。

○感染防止対策の実施及び感染の疑いがある場合(※)の対応に際し、速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所等との連絡体制を整える。

○高齢者等の感染した場合の重症化リスクが高い利用者に対して、より慎重で徹底した対応を検討する。

※感染の疑いがある場合: 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航及び当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合。

②利用者の安全確保のために実施すること

ア) 入店時

○利用者に対して発熱や咳等の異常が認められる場合や感染の疑いがある場合(※)は利用をお断りさせていただく旨を事前に周知する。

○来場の際、家族等の利用者毎に連絡先の名簿記載を要請する。

○店舗入口や手洗い場所等に、手指消毒剤(消毒用アルコール等)を用意する。

○歌唱及び飲食中以外はマスクの着用をお願いする。

○接触感染及び飛沫感染を防止するため、十分な身体的距離を確保することが重要であることを理解してもらう。

イ) 室内への案内時

○家族等の特定の利用者毎に案内する。

○上記の場合であっても、人数が各室の通常定員の半数以上になる場合は、分散利用を促す。

○歌唱に際して、対人間の距離を2m以上とることに理解を求め、座席間隔についても、できるだけ2m(最低1m)以上空け、横並びで座ることを理解してもらう。

【カラオケボックス以外の飲食店】

○グループ間はテーブルをパーテーション等で区切るか、できるだけ2m(最低1m)以上の間隔を空け、横並びで座れるよう配置を工夫し、カウンター席は密着しないよう適度なスペースを空ける。

○歌唱に際しては、対人間の距離をできるだけ2m(最低1m)以上とり、マスク又は目や顔を覆う防護具の装着に理解を求める。

ウ) 接客対応

○飲食のオーダーは、電子端末やインターフォン等の遠隔注文にて行い、人的介入を控える。

○飲食物の提供時には、マスク又は目や顔を覆う防護具を装着し、利用者の側面に立ち、可能な限り間隔を保つ。

○室内清掃時は、必ずドアを開放し換気を行うとともにマイク、リモコン、タブレット端末、カラオケ機器、テーブル、椅子等を消毒する。

【カラオケボックス以外の飲食店】

○利用者と従業員の距離をできるだけ2m(最低1m)以上とり、正面に立たないように注意する。

○利用者と従業員は、マスク又は目や顔を覆う防護具を装着して歌唱や会話をする。

エ) 会計

○現金、クレジットカード等の受け渡しが発生する場合には、手渡しで受け取らず、トレイ等を使用する。また、トレイ等の手が触れるものは定期的に消毒する。

○可能な限り、キャッシュレス決済を導入する。

○会計の都度、手指消毒を行う。

○飛沫を防止するため、レジと利用者の間に仕切りを設置する等の工夫を行う。

③従業員の安全確保のために実施すること

○従業員の緊急連絡先や勤務状況を把握する。

○従業員の平熱体温を登録し、勤務時に検温を促すものとする。当該個人の平熱から概ね+0.5℃以上の熱が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、診断結果を記録する。

○咳エチケット、マスクの着用、手洗いや手指消毒を徹底して実施する。

○従事者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

○感染した従業員及び濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止する。

④施設管理

ア) 施設内

○清掃、消毒及び換気を徹底的に実施する。

○ドアノブ等の手が触れる場所を最小限にする工夫を行う。特に高頻度接触部位(マイク、リモコン、タブレット端末、カラオケ機器、テーブル、椅子の背もたれ、電気のスイッチ、インターフォン、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのペルト、セルフドリンクコーナーの設備等)に留意する。

○清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。また、作業後は手袋を外した後に手洗いや手指消毒を行う。

イ) 従業員スペース

○対面での飲食や会話を回避するよう促す。

○人が滞留しないよう、間隔を置いたスペースづくり(できるだけ2mを目安に(最低1m)確保するよう努める)等の工夫を行う。

○テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。

○入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。

○厨房の調理設備・器具を家庭用塩素系漂白剤で、金属部分については洗剤で清拭し、作業前後の手洗い等の衛生管理を徹底する。

ウ) トイレ

○不特定多数の手が触れる場所は、定期的に清掃・消毒を行う。トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

○ハンドドライヤーは使用を中止し、備え付けのペーパータオルや個人用のハンカチの利用を促す。液体石鹼、手指消毒剤等を準備する。

○トイレの混雑が予想される場合、最低1m(可能であれば2m)の間隔を空けた整列を促す。

⑤その他

○直接手で触れる施設・店舗内設備については、定期的に消毒する等の感染防止対策を徹底する。また、利用者に対しても、触れる前に消毒を行うこと等の注意喚起を行う。

○特定の場所の前に、大勢の人が滞留しないための措置を講じる。

○利用者が共用部で大声を出したり、飲食等をしないよう、注意喚起を行う。

○利用者の名簿を作成するにあたっては、個人情報の使用目的を明確にし、目的外の使用を行わない等、個人情報の取扱いに十分注意するものとする。

○感染が疑われる者が発生した場合、次の通り対応する。

一 速やかに別室あるいは施設・店舗外へ誘導する。

一 対応する従業員は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じる。

一 保健所へ連絡し、指示を受ける。

一 利用者又は従業員に重篤な症状がみられた場合は、保健所等とも相談し、医療機関へ搬送する。

以上

歌唱を伴う飲食店が守るべき業種別ガイドラインを実践し、利用者に安心で安全な歌唱環境を提供ください。

**「適合店舗チェックリスト」の各項目を点検・確認し、全項目に対応すれば
「ガイドライン実施宣言ステッカー」が右記取得手順にて掲示いただけます。**

カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

適合店舗チェックリスト (カラオケボックス以外の飲食店)

下記対策が実践されているか確認しましょう

「3つの密(密閉、密集、密接)」を避ける行動

- 適切な換気に努めている
- 店内の定員が通常時の半数以下を目安として入場制限している
- 店内の座席間隔を、できるだけ2m(最低1m)を目安に空けている
- 人と人が正面同士に座れないようにしている。または、横並びで座るよう椅子を配置している
- グループ間はテーブルをパーテーション等で区切るか、できるだけ2m(最低1m)以上の間隔を空け、横並びで座れるよう配置を工夫し、カウンター席は密着しないよう適度なスペースを空けている

飛沫・接触感染の対策

- 従業員に対する咳エチケット、マスクまたは目や顔を覆う防護具の着用、手洗いや手指消毒を徹底して実施している
- 店舗入り口や手洗い場所等に、手指消毒剤(消毒用アルコール等)を用意している
- 1時間に2回はドアを開けた換気を行っている
- ドアノブ等の利用者の手に触れる場所を最小限にする工夫をしている
- 高い頻度で利用者が接触する場所や部位(マイク、リモコン、タブレット端末、カラオケ機器、テーブル、椅子の背もたれ、電気のスイッチ、蛇口、手すり等)の消毒対策に留意している
- 利用者と従業員は、マスクまたは目や顔を覆う防護具を装着して歌唱や会話をを行っている

- 従業員に対する咳エチケット、マスクまたは目や顔を覆う防護具の着用、手洗いや手指消毒を徹底して実施している
 - 店舗入り口や手洗い場所等に、手指消毒剤（消毒用アルコール等）を用意している
 - 1時間に2回はドアを開けた換気を行っている
 - ドアノブ等の利用者の手に触れる場所を最小限にする工夫をしている
 - 高い頻度で利用者が接触する場所や部位（マイク、リモコン、タブレット端末、カラオケ機器、テーブル、椅子の背もたれ、電気のスイッチ、蛇口、手すり等）の消毒対策に留意している
 - 利用者と従業員は、マスクまたは目や顔を覆う防護具を装着して歌唱や会話をを行っている
 - 歌唱に際して対人間の距離を2m以上とること、座席間隔についてもできるだけ2m（最低1m）以上空け、横並びで座ることを周知している
 - 飲食物はできるだけ控え、人の正面へ配置しないようにしている
 - トイレなど不特定多数の手が触れる場所は、定期的に清掃・消毒を行っている。トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示している
 - 手洗い時のハンドドライヤーは使用を中止し、備え付けのペーパータオルや個人用のハンカチの利用を促している。液体石鹼、手指消毒剤等を準備している
 - 利用者と従業員の距離ができるだけ2m（最低1m）以上とり、正面に立たないように注意している
 - 会計時、現金、クレジットカード等の受け渡しが発生する場合には、手渡しで受け取らず、トレイ等を使用している。また、トレイ等の手が触れるものは定期的に消毒している
 - 飛沫を防止するため、レジと利用者の間に仕切りを設置する等の工夫を行っている

来場時の対策

- 利用者に対して発熱や咳等の異常が認められる場合や、感染の疑いがある場合は利用をお断りさせていただく旨を事前に周知している
 - 来場の際、連絡先の名簿記載を要請するなど、万が一に備え利用者の把握に努めている。また新型コロナウイルス接触アプリ「COCOA」など陽性患者発生通知システムの活用を促している
 - 店内では十分な身体的距離を確保することが重要であることを理解している

全て確認、未達項目を追加実施の上、「ガイドライン実施宣言ステッカー」を発行ください。

従業員の安全確保のために実施すること

- 従業員の緊急連絡先や勤務状況を把握している
 - 従業員の平熱体温を登録し、勤務時に検温を促し、当該個人の平熱ら概ね+0.5°C以上の熱が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促している。またその診断結果を記録している
 - 従事者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う
 - 感染した従業員及び濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止する
従業員スペースでは対面での飲食や会話を回避するよう促し、人が滞留しないよう、間隔を置いたスペースづくり（できるだけ2mを目安に（最低1m）確保するよう努める）等の工夫を行っている
 - 飲食物の提供時には、マスク又は目や顔を覆う防護具を装着し、利用者の側面に立ち、可能な限り間隔を保っている

施設の清掃・消毒徹底

- 店内の清掃に加えマイク、リモコン、タブレット端末、カラオケ機器、テーブル、イス等を消毒している
 - 消毒時には必ずドアを開放し換気を行っている
 - 廉價の調理設備・器具を家庭用塩素系漂白剤で、金属部分については洗剤で清拭し、作業前後の手洗い等の衛生管理を徹底している
 - 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底している。また、作業後は手袋を外した後に手洗いや手指消毒を行っている

その他

- 特定の場所の前に、大勢の人が滞留しないための措置を講じている
 - 利用者の名簿を作成するにあたっては、個人情報の使用目的を明確にし、目的外の使用を行わない等、個人情報の取扱いに十分注意するものとする
 - 所轄の保健所等との連絡体制が整っている
 - 感染が疑われる者が発生した場合、次の通り対応する
 - 一 速やかに別室あるいは施設・店舗外へ誘導する
 - 二 対応する従業員は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じる
 - 三 保健所へ連絡し、指示を受ける
 - 四 利用者又は従業員に重篤な症状がみられた場合は、保健所等とも相談し、医療機関へ搬送する

「カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」実践店

「適合店舗チェックリスト」の全項目(40個のチェックボックス)を実践ください。
完了後は、「ガイドライン実施宣言ステッカー」が掲示いただけます。

会員各位におかれましては、ガイドラインにある感染症予防策の徹底をお願い致します。予防策を確認・実践いただくための「ガイドラインチェックリスト」を用意しました。まずは各項目を確認し、未実施項目の対策を講じて下さい。全項目実践完了した場合は「ガイドライン実施宣言ステッカー」が発行いただけます。下記の取得手順に基づき発行し、店頭等の目立つ場所に掲示して、“安心・安全なお店”であることを利用者に明示願います。

※お店やご自宅にプリンターがない場合はコンビニでの出力になります。LINEの「ネットワークプリント」がオススメです。「ネットワークプリント」のLINE公式アカウントを友だちに追加するだけで利用できます。出力手順は4ページをご確認ください

「ガイドライン実施宣言ステッカー」取得までの手順

```

graph LR
    A[①当連盟公式ウェブサイト  
(https://www.kua.or.jp/)へアクセス] --> B[②所属団体を選択]
    B --> C[③「会員ページ」ログイン]
    C --> D[④会員ページ内の「ガイドライン実施宣言ステッカー」を選択]
    D --> E[⑤「ガイドライン」と「利用規約」を確認し、  
チェックボックスにチェックを入れ  
「申請フォームへ」をクリック]
    E --> F[⑥必要事項を入力し  
「チェックリストへ」を  
クリック]
    F --> G[⑦チェックリスト内の対策を全て確認  
項目が全て実践できている場合は  
「次へ」をクリック]
    G --> H[⑧誓約チェックボックスにチェックを入れ、「ステッカーの発行」をクリックすると  
ステッカー(PDF)が取得できます]
    H --> I[※未達の項目がある場合は、  
追加実践してください。]
    I --> J[※1「施設(店舗)名」欄は改行することにより2行まで入力できます  
(1行につき11文字まで/印刷時はセンター寄せの表示になります)]
    J --> K[※「取得申請はこちら」の文字をクリックしてください。]
    K --> L[※会員番号が不明な場合は事務局にお問合せください。  
パスワードの初期設定は、店舗の電話番号です。]
    L --> M[※「会員ページ」ヘログイン]
    M --> N[※未達の項目がある場合は、  
追加実践してください。]
    N --> O[※ステッカーは一度しか取得できません。  
プリントアウト(A4サイズ推奨)して、  
店頭等の目立つところに掲示してください。  
また、ステッカーの有効期限は発行日から  
6ヶ月間です。有効期限が近づきましたら、  
再度ガイドラインのチェックシステムにて、  
取得してください。]

```

LINEでかんたん!スマートフォンから 「ガイドライン実施宣言ステッカー」(PDF)をコンビニで出力する方法

- ① LINEで「ネットワークプリント」を友だちに追加 (QRコードでLINEの友達追加ができます)

セブンイレブンの場合



友だちを追加

ファミリーマート
ローソンの場合



友だちを追加

ネットプリント公式
アカウント

ネットワークプリント公式
アカウント

- ② 3ページの取得手順で「⑧」まで進み、
「ガイドライン実施宣言ステッカー」を発行

- ③ LINE「ネットワークプリント」の
トークルームにPDFを送信



ブラウザ「safari」「chrome」の場合、画面に「ガイドライン実施宣言ステッカー」が表示されている状態で「マークをタップしLINEアイコンを選択。送信先に「ネットプリント公式アカウント(セブンイレブン)」または「ネットワークプリント(ファミリーマート/ローソン)」を選択し、送信。

- ④ 案内に従って
印刷設定を
決める (サイズA4推奨)

- ⑤ コンビニの
マルチコピー機の
案内に従って出力

ネットワークプリントを行うにあたって、LINE上で発行された番号(セブンイレブンの場合「予約番号」、ファミリーマート/ローソンの場合「ユーザー番号」)を入力します。

ガイドラインの要点をまとめた「周知チラシ」を活用いただき 店舗従事者をはじめ来店客への感染防止対策の周知にお役立て下さい

1ページから2ページに全文を掲載した「カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」の周知を目的に、要点をまとめた「ガイドライン周知チラシ」を作成しました。

「ガイドライン周知チラシ」は、店舗従事者に実践いただきたい7項目とお客様にお願いいただきたい7項目が記載されている「会員(店舗)向け周知チラシ」(青色)、店内掲示用の「お客様へのお願いチラシ」(緑色)の2種類をご用意しました。感染防止対策の周知にお役立て下さい。



会員(店舗)向け周知チラシ



お客様へのお願いチラシ
※店内に掲示してください

2020年度の「全国生涯学習カラオケ大会」は 開催中止が決定しました

当連盟は毎年1回、カラオケを“生涯学習”として学ぶ方々へ成果発表の場を提供することを目的に「全国生涯学習カラオケ大会」を開催しています。今年は宮崎県での開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況と参加者及び来場者の安全面を考慮した結果、開催を中止することとしました。

尚、来年(2021年)は、和歌山県での開催を予定しています。詳細については決まり次第、機関紙等にてお知らせいたします。

3期目となるJASRACとの業務協定を締結しました



▲調印式の様子
浅石理事長(右)と
梶理事長(左)

当連盟会員における管理著作物の適正利用に関する業務協定をJASRAC(一般社団法人日本音楽著作権協会)との間で更新。3月18日にはJASRAC浅石理事長と当連盟梶理事長による調印式がJASRAC本部で行われました。

この協定は2016年に初めて締結され、2年毎の更新を経て、今年4月1日に3期目を迎えたものです。業務協定は従前と同内容にて更新しております。

フリーダイヤルをご利用ください

コール

しようコール



0120-56-4056

(業務時間は祝日、年末年始を除く、月曜から金曜の午前10時から午後6時まで)

携帯電話・PHSからは
03-3495-5695

経営者変更・移転・閉店などのご連絡は、通話無料のフリーダイヤルでその都度お願ひします。退会の際には引落の停止手続を行いますので、必ず会員よりご連絡ください。